

委託番号	7426
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 尿検査業務委託（単価契約）
- 2 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 履行場所 市内小中学校32校（別紙一覧表のとおり）
- 4 積算方法
検査対象者数をもとに、1人当たりの検査料単価を見積もること。
- 5 支払方法
契約単価に検査を実施した人数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えて、業務の完了確認後、一括して支払うものとする。
- 6 検査対象者
 - (1) 小学校全児童 11,413人（見込み）
 - (2) 中学校全生徒 5,752人（見込み）
- 7 検査内容
学校保健安全法施行規則第7条（方法及び技術的基準）に基づく検査方法によるものとし、検査項目は①蛋白、②糖、③潜血とする。
なお、陽性者に対する再検査は、これに沈渣検鏡及びPH検査を加えるものとする。
- 8 実施方法
 - (1) 検査は、各学校で個別に実施することから、実施日程等については、別添日程表によるものとする。ただし、日程に変更が生じた場合には、市教育委員会及び各学校と柔軟に調整を行うこと。また、欠席者のための予備回収日を市教育委員会と調整し、設けること。
 - (2) 検査に当たっては、受注者が各学校へ直接回収に回るものとする。
- 9 費用負担
 - (1) 検査に必要な採尿容器等は、受注者において負担すること。
 - (2) 採尿容器等の送付に係る費用は、受注者において負担すること。
 - (3) 再検査費用は、発注者が負担するものとする。なお、再検査料単価は、初回検査料単価と同額とする。
- 10 結果の報告
受注者は、業務終了後速やかに結果報告書（A4判）を市教育委員会及び各学校長あてに各1部ずつ作成し、送付すること。
- 11 その他
 - (1) 仕様書に関し疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第1

55号) 第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

12 問合せ先

草加市高砂二丁目1番7号 ぶぎん草加ビル4階

草加市教育委員会 教育総務部学務課保健給食係 藤倉

電話 048-922-2685

履行場所一覧表

	学校名	住 所	電話番号
1	草加小学校	草加市住吉1-11-64	927-3568
2	高砂小学校	草加市中央1-2-5	924-3425
3	新田小学校	草加市旭町6-12-11	941-3087
4	谷塚小学校	草加市谷塚仲町440	925-2422
5	栄小学校	草加市松原1-3-2	941-2164
6	川柳小学校	草加市青柳7-27-10	931-5025
7	瀬崎小学校	草加市瀬崎2-32-1	924-9656
8	西町小学校	草加市西町270	924-7245
9	新里小学校	草加市新里町759	924-7248
10	花栗南小学校	草加市花栗4-3-1	941-2854
11	八幡小学校	草加市八幡町65	936-6293
12	新栄小学校	草加市新栄4-959	941-2189
13	清門小学校	草加市清門3-37-1	941-6755
14	稲荷小学校	草加市稲荷5-11-1	936-5855
15	氷川小学校	草加市氷川町448	928-6771
16	八幡北小学校	草加市八幡町1148	936-0773
17	長栄小学校	草加市長栄1-762	942-9874
18	青柳小学校	草加市青柳3-17-1	931-0899
19	小山小学校	草加市小山2-8-1	941-1701
20	両新田小学校	草加市両新田西町55	927-8411
21	松原小学校	草加市松原4-2-1	941-3214
22	草加中学校	草加市氷川町2179-4	925-5201
23	栄中学校	草加市松原3-7-1	941-2587
24	谷塚中学校	草加市谷塚上町62	925-2421
25	川柳中学校	草加市青柳7-35-1	931-5827
26	新栄中学校	草加市新栄1-33	941-5034
27	瀬崎中学校	草加市瀬崎5-3-1	927-6297
28	花栗中学校	草加市花栗4-15-12	941-5833
29	両新田中学校	草加市両新田西町368-1	924-5051
30	新田中学校	草加市長栄1-767	942-9872
31	青柳中学校	草加市青柳8-58-10	936-4001
32	松江中学校	草加市松江3-14-33	936-9903

令和5年度尿検査回収日程

	学校名	一次検査回収日	二次検査回収日	予備回収日
A	川柳小 西町小 八幡北小 長栄小 栄中 川柳中 新栄中 新田中 青柳中 (以上 9校)	5月 9日(火) 5月10日(水)	6月 1日(木) 6月 8日(木)	<p>場所:ぶぎん草加ビル4階 草加市教育委員会 学務課 (草加市高砂2-1-7)</p> <p>回収日:1回目 6月30日(金) 2回目 7月 7日(金)</p> <p>※ 正午まで ※ 2回目は回収希望があった 場合に実施</p>
B	草加小 高砂小 谷塚小 草加中 瀬崎中 花栗中 両新田中 松江中 (以上 8校)	5月11日(木) 5月12日(金)	6月 1日(木) 6月 8日(木)	
C	新田小 瀬崎小 新里小 稲荷小 氷川小 両新田小 松原小 谷塚中 (以上 8校)	5月16日(火) 5月17日(水)	6月 9日(金) 6月16日(金)	
D	栄小 花栗南小 八幡小 新栄小 清門小 青柳小 小山小 (以上 7校)	5月18日(木) 5月19日(金)	6月 9日(金) 6月16日(金)	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人

情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。